

「太陽光発電施設設置許可の手引き」 主な改訂箇所

(令和6年3月改訂)

ページ	改訂内容等												
2 1, 2	設置許可申請書への添付書類を追記しました。「その他知事が必要と認める書類」として、太陽光発電施設（架台・基礎）の構造計算書や載荷試験結果等を追加しました。												
3 2～11、 40、47	<p>地域森林計画対象民有林に太陽光発電施設を設置する際の、設置許可審査に適用する新たな区域を定義しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>太陽光条例</th> <th>林地開発許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為に係る区域(青)</td> <td>= 開発行為に係る事業区域面積</td> </tr> <tr> <td>開発行為をしようとする森林(紫)</td> <td>= 開発行為をしようとする森林面積</td> </tr> <tr> <td>事業区域に係る森林(黄緑)</td> <td>= 開発行為に係る森林面積</td> </tr> <tr> <td>事業区域(赤)</td> <td>= なし</td> </tr> <tr> <td>残置森林(緑)</td> <td>= 残置森林</td> </tr> </tbody> </table>	太陽光条例	林地開発許可	開発行為に係る区域(青)	= 開発行為に係る事業区域面積	開発行為をしようとする森林(紫)	= 開発行為をしようとする森林面積	事業区域に係る森林(黄緑)	= 開発行為に係る森林面積	事業区域(赤)	= なし	残置森林(緑)	= 残置森林
太陽光条例	林地開発許可												
開発行為に係る区域(青)	= 開発行為に係る事業区域面積												
開発行為をしようとする森林(紫)	= 開発行為をしようとする森林面積												
事業区域に係る森林(黄緑)	= 開発行為に係る森林面積												
事業区域(赤)	= なし												
残置森林(緑)	= 残置森林												
4 5	太陽光発電設備に係る電気事業法の遵守について記載するとともに、許可審査においても、設備の構造が技術基準に適合しているか確認します。なお、技術基準に適合していることの説明は、事業者が責任を持って行うものとします。												
5 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計にあたり参考とすべきガイドライン等を追記しました。</li> <li>・森林法施行規則改正に伴い、太陽光発電施設の設置を目的とした林発は0.5ヘクタールを超える面積が対象となったことに伴い、記述を修正しました。</li> </ul>												
6 13、15、 20	設計にあたり参考とすべきガイドライン等を追記しました。												
7 16～18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計にあたり参考とすべきガイドライン等を追記しました。</li> <li>・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の許可基準に関する説明を追記しました。</li> </ul>												
8 26	「基礎の選定」について、杭基礎の採用に関する記述を追記しました。JPEA「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン_2019年版」を引用しました。												
9 34	傾斜地に設置・設計に当たり参考とすべきガイドライン等を追記しました。												
10 41、46	防災施設の設計基準を改めました。「林地開発許制度の手引き(令和5年4月1日改訂)」と合わせました。												
11 49	防災施設の設計基準の「14 その他」について追記しました。「開発行為の許可基準等の運用について」(令和4年11月15日付け4林整治第1188号)の、別記6「開発行為の許可に当たって付する条件例について」の「1_必須条件等」を引用しました。												